

2~3. 新規就農者育成総合対策事業 (農業次世代人材投資事業)

(予算額)87,137千円
(所管課)農業支援課

資料3

○新規就農者の経営開始時の資金交付等に要する経費

現状・課題

- 農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の確保・育成が必須であり、新規就農者の確保・育成に向けて総合的な対策を講じていく必要がある。
- 就農時に必要となる、初期投資(機械・施設等の導入、運転資金等)や、経営が安定するまでの所得の確保が、就農希望者の負担となっている。

事業概要

○事業費:87,137千円

○事業内容

(1)新規就農者育成総合対策事業【66,921千円】

新規就農者の経営発展のため、機械・施設等の導入を支援(補助率3/4、事業費上限1,000万円)するとともに、就農直後の不安定な経営が軌道に乗るまでの期間(最長3年間に資金(12.5万円/月)を交付することにより、新規就農者を支援する。

≪積算内訳≫

- ・経営発展支援事業費補助金:7,500千円(補助率:国1/2、県1/4)
- ・経営開始資金:59,250千円(補助率:国10/10)
- ・報償費:171千円(補助率:国10/10)

(2)農業次世代人材投資事業(経営開始型)【20,216千円】

新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)の前対策。就農直後の不安定な経営が軌道に乗るまでの期間(最長5年間に資金(150万円/年)を交付することにより、新規就農者を支援する。

≪積算内訳≫

- ・農業次世代人材投資事業(経営開始型):20,175千円(補助率:国10/10)
- ・報償費:41千円(補助率:国10/10)

イメージ図

農業次世代人材投資事業 (R3年度までの事業採択者)	新規就農者育成総合対策事業 (R4年度からの事業採択者)
1. 経営開始型 資金支援 150万円/年×最長5年間 (R3年度までの採択者へ最長5年間 (令和7年度まで)の交付継続)	1. 経営開始資金 資金支援 12.5万円/月×最長3年間 2. 経営発展支援事業 機械・施設等の導入を支援(補助率3/4、事業費上限1,000万円)

新規就農者 >>>

青年等就農計画承認申請

◎計画認定・認定新規就農者へ

新規就農者育成総合対策事業交付申請

◎採択・交付

就農状況報告(年2回)



機械施設導入